



# 鳥取県公報

平成 18 年 12 月 8 日 (金)  
号外第 169 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (13) (福利厚生室) . . . . . 2

# 訓 令

## 鳥取県訓令第13号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章及び第2章 略 第3章 健康管理 第1節及び第2節 略 第3節 <u>職員健康管理審査会</u> （第31条－第34条）  第4章 略 附則  （安全管理者） 第6条 略 2 略 3 <u>地方機関の長</u> は、前項の規定により安全管理者を指名したときは、遅滞なくその旨を <u>総務部長</u> に報告しなければならない。  （衛生推進者） 第7条の2 <u>法第12条の2</u> に規定する業務を行わせるため、職員数が50人未満の地方機関等に衛生推進者を置く。 2及び3 略	目次 第1章及び第2章 略 第3章 健康管理 第1節及び第2節 略 第3節 <u>職員健康管理連絡協議会</u> （第31条－第34条）  第4章 略 附則  （安全管理者） 第6条 略 2 略 3 <u>総括安全衛生管理者</u> は、前項の規定により安全管理者を指名したときは、遅滞なくその旨を <u>知事</u> に報告しなければならない。  （衛生推進者） 第7条の2 <u>法第12条</u> に規定する業務を行わせるため、職員数が50人未満の地方機関等に衛生推進者を置く。 2及び3 略

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 略
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として福利厚生室長が指定するものに常時従事する職員
- (3) 結核健康診断 前2号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び結核予防法（昭和26年法律第96号）第24条第1項に規定する結核回復者である職員
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度福利厚生室長が指名する職員

2 略

(健康管理区分の決定)

第25条 総務部長は、健康診断及び面接指導の結果を第31条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、職員に適用する健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断又は面接指導の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。

2 総務部長は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を決定したときは、遅滞なくこれを当該決定に係る職員、所属長及び産業医に通知するものとする。

(健康管理区分の変更)

第26条 総務部長は、職員から次条第1項の規定による申請があったとき、所属長から第28条第1項の規定による報告があったとき、その他職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第31条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 総務部長は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を変更したときは、遅滞なくこれを当該

(健康診断の種類及び対象職員)

第16条 職員の健康を確保するため、次の各号に掲げる健康診断を当該各号に定める職員を対象として行う。

- (1) 略
- (2) 特定業務従事者健康診断 人の健康に害を及ぼすおそれのある業務として知事が指定するものに常時従事する職員
- (3) 結核健康診断 前3号に掲げる健康診断を受け、結核の発病のおそれがあると診断された職員及び結核予防法（昭和26年法律第96号）第24条第1項に規定する結核回復者である職員
- (4) 特別健康診断 伝染病疾患の流行その他知事が必要と認める事由がある場合にその都度知事が指名する職員

2 略

(健康管理区分の決定)

第25条 知事は、健康診断の結果並びに産業医及び所属長の意見等を総合的に勘案し、職員に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を決定したときは、遅滞なくこれを当該決定に係る職員、所属長及び産業医に通知するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと判断された職員に適用する健康管理区分について勤務面を通常勤務に、医療面を健康に決定される場合は、この限りでない。

(健康管理区分の変更)

第26条 知事は、職員から次条の規定による申請があったとき、所属長から第28条の規定による報告があったとき、その他職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、健康診断の結果並びに産業医及び所属長の意見等を総合的に勘案し、当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。

2 知事は、前項の規定により職員に適用する健康管理区分を変更したときは、遅滞なくこれを当該変更

変更に係る職員、所属長及び産業医に通知するものとする。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 職員は、健康を害し、又は健康が悪化し、若しくは回復したと認めるときは、現に適用されている健康管理区分の変更を総務部長に申請することができる。

2 略

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。

4 産業医は、前項の申請書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合は、当該職員の健康状況を総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告するものとする。

2 所属長は、前項の規定による報告を行うときは、当該職員に医師の診断書の提出を求めるものとする。

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病により引き続き1月以上勤務を欠く場合には、当該職員の健康状況について、総務部長が別に定める報告書により総務部長に報告しなければならない。この場合において、勤務を欠く理由が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第15条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）であるときは、当該職員から提出された診断書の写しを添付しなければならない。

4 所属長は、前項前段の報告をした後に当該職員が病気休暇を取得した場合は、当該職員から提出された診断書の写しを総務部長に送付しなければならない。ただし、同項前段の報告に基づき当該職員の健康管理区分が変更された場合は、この限りでない。

(事後措置)

第29条 総務部長は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄

に係る職員、所属長及び産業医に通知するものとする。

(健康管理区分の変更の申請)

第27条 職員は、健康を害し、若しくは健康が悪化したと認めるとき、又は健康が回復したと認めるときは、現に適用されている健康管理区分の変更を知事に申請することができる。

2 略

3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを産業医に送付しなければならない。この場合において、所属長は、当該申請が勤務面に関する健康管理区分の変更を伴うとき等で意見を付す必要があると考えられるときは、当該申請に意見等を記載した別に定める報告書を添付しなければならない。

4 産業医は、前項の申請書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを知事に送付しなければならない。

(所属職員の健康状況の報告)

第28条 所属長は、所属職員の健康管理区分を変更する必要があると認める場合、当該職員の健康状況を別に定める報告書により知事に報告することができる。

(事後措置)

第29条 知事は、次の表の左欄に掲げる健康管理区分の適用を受ける職員に対し、それぞれ当該右欄に定

に定める措置をとるものとする。

略

(経過の報告)

第30条 第25条第1項本文の規定により健康管理区分を決定された職員又は第26条第1項の規定により健康管理区分を変更された職員（定期健康診断の結果をもって傷病の経過の報告に代えることができるとされた職員を除く。）は、指示された期間ごとに、傷病の経過を総務部長に報告しなければならない。

2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、総務部長が別に定める報告書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。

4 産業医は、前項の報告書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。

5 総務部長は、第1項の規定による傷病の経過の報告を受けたときは、次条の職員健康管理審査会の審査に付し、その結果に基づいて、当該職員に適用する健康管理区分を変更するものとする。

6 略

### 第3節 職員健康管理審査会

(設置)

第31条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、疾患の区分に応じ、次のとおり職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 鳥取県職員一般疾患健康管理審査会
- (2) 鳥取県職員精神疾患健康管理審査会

(組織)

第32条 鳥取県一般疾患健康管理審査会は委員12人以内をもって、鳥取県精神疾患健康管理審査会は委員8人以内をもって、それぞれ組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから総務部長が任命する。

- (1) 医師
- (2) 県の職員

める措置をとるものとする。

略

(経過の報告)

第30条 第25条の規定により健康管理区分を決定された職員又は第26条第1項の規定により健康管理区分を変更された職員（定期健康診断の結果をもって傷病の経過の報告に代えることができるとされた職員を除く。）は、指示された期間ごとに、傷病の経過を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により傷病の経過を報告しようとする職員は、別に定める報告書を所属長を経由して産業医に提出しなければならない。

3 産業医は、前項の報告書の提出を受けたときは、意見を付して、これを知事に送付しなければならない。この場合において、産業医が必要と認めるとき、所属長に別に定める報告書の提出を求めることができる。

4 知事は、第1項の規定による傷病の経過の報告を受けたときは、当該職員に係る健康管理区分を変更することができる。

5 略

### 第3節 職員健康管理連絡協議会

(設置)

第31条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について協議するほか、職員の健康管理に関して専門的見地から知事に意見を述べるため、職員健康管理連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第32条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、医師である職員の中から知事が任命する。

<p>3 <u>審査会</u>にそれぞれ会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 略</p> <p>(会議)</p> <p>第33条 <u>審査会</u>の会議は、<u>総務部長</u>が招集し、会長が議長となる。</p> <p>(委任)</p> <p>第34条 この節に定めるもののほか、<u>審査会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>審査会</u>が定める。</p>	<p>3 <u>協議会</u>に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 略</p> <p>(会議)</p> <p>第33条 <u>協議会</u>の会議は、<u>会長</u>が招集し、会長が議長となる。</p> <p>(委任)</p> <p>第34条 この節に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>協議会</u>が定める。</p>
---	---

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年12月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県職員安全衛生管理規程第25条、第26条及び第30条第5項の規定は、平成19年2月1日以降における健康管理区分の決定及び変更について適用し、同日前における健康管理区分の決定及び変更については、なお従前の例による。